

○ 青森県警察大規模サイバー攻撃事態発生時の初動態勢要領の制定について

日付	平成27年6月10日
番号	青警本備一第68号、青警本保第358号、青警本外第35号
発信元	青森県警察本部帳
宛先	各所属長

**【概要】**

県民生活や社会経済活動の影響を及ぼすおそれがある大規模サイバー攻撃事態（県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある攻撃事態をいう。）が発生し場合における青森県警察の態勢について必要な事項を定めたもの。